

徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部 公的研究費の取扱いに関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、徳島文理大学及び徳島文理大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な運営及び管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び学外機関（民間企業を含む。）から受入又は本学に経理を委任された研究資金並びに学内予算で措置された研究資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付等の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

4 この規程において「経理規程等」とは、「学校法人村崎学園経理規程及び同施行細則」及び「学校法人村崎学園物件の調達管理取扱規程」を、「旅費規程」とは、「学校法人村崎学園旅費規程」をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付等の際の条件、本学の経理規程等及び旅費規程並びに諸規程等を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとして、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管

理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、各部局の公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、各学部長、大学院の各研究科長、健康科学研究所長、臨床心理相談室長、生薬研究所長、比較文化研究所長、未来科学研究所長及び神経科学研究所長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者へ報告すること。

(2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

(3) 研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、コンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を任命することができる。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(規程等の整備及び運用)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理するため、本規程及び公的研究費に係る事務処理に関する諸規程等の趣旨を研究者等に明示し、明確かつ統一的に運用しなければならない。

(職務権限)

第8条 公的研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任は、経理規程等及び旅費規程その他本学諸規程等の定めるところによる。

(相談窓口)

第9条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を、法人本部経理部及びキャンパス教務部教育研究支援課に設置する。

(研究者等の意識向上)

第10条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会の開催その他適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(行動規範)

第11条 不正使用を防止するため、本学の研究者等の行動規範を策定する。

第4章 不正使用に係る調査、処分等

(通報窓口)

第12条 公的研究費の不正使用等(その疑いがあるものを含む。)に関し、本学内外からの通報・告発や情報提供(以下「通報等」)に対応するための窓口(以下「通報窓口」という。)を設置するものとする。

2 通報窓口は、法人本部総務部に設置する。ただし、必要があると認める場合は、

他の部局にも設置することがある。

- 3 第1項の通報等があった場合、通報窓口の責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者に、速やかにその旨報告しなければならない。

(調査委員会)

- 第13条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が発生した場合には、「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要領」(以下「不正使用に係る調査等取扱要領」という。)に基づき設置する不正使用に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)において必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、学校法人村崎学園就業規則及び不正使用に係る調査等取扱要領に則り、懲戒処分等を行うものとする。
- 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第5章 不正使用の防止

(不正使用防止計画の策定)

- 第14条 統括管理責任者の指示のもと、法人本部経理部は、キャンパス教務部教育研究支援課と連携して、不正使用を発生させる要因を調査・分析し、その要因に対応する不正使用防止計画を策定するものとする。

(不正使用防止計画の実施)

- 第15条 各部局は、法人本部経理部及びキャンパス教務部教育研究支援課と連携協力し、主体的に不正使用防止計画を実施するものとする。

第6章 公的研究費の適正な運営及び管理

(執行状況の確認)

- 第16条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に当該理由を確認の上、必要に応じて改善策を講じなければならない。

(発注段階での財源の特定)

- 第17条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

- 第18条 発注又は契約する際は、経理規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務)

- 第19条 物品の購入、製造及び修理等に係る契約(以下「物品の購入等契約」という。)に伴う検収業務については、経理規程等の定めにより行うものとし、研究者が物品

の購入等契約を行い、かつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、原則として、事務部門による納品等の事実の確認を受けなければならない。

(非常勤職員の雇用管理)

第 20 条 非常勤職員の勤務状況等の雇用管理については、原則として事務部門が実施し、公的研究費の適正な管理を図るものとする。

(出張の確認)

第 21 条 研究の遂行上必要な出張については、あらかじめ出張命令権者の承認を得るものとし、出張後は、出張報告書を提出しなければならない。

(不正な取引に関与した業者の処分)

第 22 条 不正な取引に関与した業者については、別に定めるところにより、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第 7 章 モニタリング

(監査制度)

第 23 条 公的研究費の適正な管理のため、学校法人村崎学園内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

2 内部監査を行うに当たっては、監事及び会計監査人と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第 8 章 補 則

(規程の改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費補助金取扱いに関する規程（平成 19 年 1 月 1 日施行）」は廃止する。